

大阪市告示第902号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和7年7月7日（月）	午後5時00分から 午後10時まで
	令和7年7月14日（月）	
	令和7年7月28日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和7年7月4日（金）	午前9時00分から 午後10時まで
	令和7年7月11日（金）	
	令和7年7月18日（金）	
	令和7年7月25日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）